

適性試験合格基準

免 許 の 種 類	大型免許 中型免許 準中型免許 大型仮免許 中型仮免許 準中型仮免許 けん引免許 第二種免許	普通免許 大型特殊免許 大型二輪免許 普通二輪免許 普通仮免許	原付免許 小型特殊免許
視 力	両目で0.8以上 かつ一眼でそれぞれ0.5以上	両目で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上 一眼が0.3に満たない者または 一眼が見えない者については、 他眼の視野が左右150度以上で 視力が0.7以上	両目で0.5以上 一眼が見えない者については、 他眼の視野が左右150度以上で視力が0.5以上
深 視 力	三桿法の奥行知覚検査器により 3回検査し、その平均誤差が 2cm以下であること	なし	なし
項 目 及 び 合 格 基 準	判色 断彩 能識 力別	赤色、青色、黄色の識別ができること	
	聴 力	<p>1 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、けん引免許、第二種免許及び仮免許</p> <p>両耳（補聴器を使用した場合を含む）の聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。</p> <p>2 準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通仮免許</p> <p>1の基準で警音器の音が聞こえない場合、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすことがないと認められること。</p>	
	運動 能 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気やケガなどにより、手足が不自由である ・ 体幹の機能に障害があって、ずっと座っていることができない ・ その他自動車の安全な運転に支障を及ぼす症状がある <p>などにあてはまる方は、事前に安全運転相談係にご相談ください。</p> <p>免許に条件をつけることで、基準を満たすことができる場合があります。</p>	